

広島県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成三十年九月三日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道庄原東城線	庄原市峰田町字日雨三三九〇番一地从先から庄原市峰田町字下櫓三三九〇番一地向先まで	平成三〇年八月二〇日